

## 宿泊料の調整に関する調書

|   |   |
|---|---|
| 調 整 理 由   | 食事を提供する公用の宿泊施設に宿泊するため、宿泊料定額を下回るため。 教職員中央研修 <a href="#">&lt;指定宿泊施設&gt;</a>               |
| 調 整 根 拠   | 岐阜県職員等の旅費条例46条<br>(旅費規則 第18条第8号)  |
| 宿 泊 先   | 独立行政法人教員研修センター<br>茨城県つくば市立原   |
| 調 整 額   | 宿泊経費 4,980円<br>4,820円<br>$9,800 - 4,980 = 4,820$<br>内訳 部屋代 3,900円<br>朝食 400円<br>夕食 680円 |
| 領収書添付<br><br>宿泊者 教諭 中安太郎<br>期間 平成19年10月02日～10月26日 |   |